

答 申

第 1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和 2 年 3 月 25 日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡山県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、次の（１）から（８）までに列挙する公文書の開示請求を行った。

- （１）岡山県が計画する道路事業における、事業採択のための費用対効果の試算を行う基準（事業評価？）
- （２）上記の試算において再度の試算を実施する場合の基準（経過年数、事業費の増減等）
- （３）県道〇〇〇〇線のバイパス事業についての事業評価が必要か、不要か。その根拠とともに開示を求める。
- （４）県道〇〇〇〇線は事業目的が平成〇年に変更となっている。事業目的を変更した場合、新たな事業評価（費用対効果の試算）は必要か、不要か。その根拠とともに開示を求める。
- （５）道路起点に移動が生じた場合、事業評価（費用対効果の試算）は必要か、不要か。その根拠とともに開示を求める。
- （６）全体事業の一部分において再評価を行う場合の「全体事業費」は、当初の全体事業費か、残事業分の事業費か。全体事業費の過半を執行している場合は、再評価は不要か。その根拠とともに開示を求める。
- （７）事業評価対象事業において、再評価が不要となる変更又は事項
- （８）道路事業において、事業着手後に事業目的が変更となった事業箇所（事業）

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、次の（１）から（８）までに列挙する公文書と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和 2 年 5 月 22 日付けで審査請求人に通知した。

- （１）事前評価制度の概要、手順、評価方法（岡山県ホームページ：技術管理課）
（「事業採択時に費用対効果の試算が必要な事業の基準」及び「事業当初から道路の起点が移動した場合、事業評価を行う必要があるか」の 2 項目に関する文書として開示）
- （２）岡山県事業再評価システム（岡山県ホームページ：技術管理課）
（「事業採択のための費用対効果について再計算が必要となる要件、基準（経過年数、事業費の増減など）」及び「事業当初から道路の起点が移動した場合、事業評価を行う必要があるか」の 2 項目に関する文書として開示）

- (3) ○○○○線は事業評価を行う必要があるか、それとも不要なのか。
- (4) 県道○○○○線は事業目的が平成○年に変更となっている。事業目的が変更となった場合は、新たに事業評価を行う必要があるのか、それとも不要なのか。
- (5) 事業再評価に用いる事業費は全体事業費か。それとも残事業費か。
- (6) 半分以上が完了している事業は、再評価対象外となるのか。
- (7) 事業評価対象事業において、再評価が不要となる状況について
- (8) 道路事業において事業に入ってから事業目的が変更となった事業箇所について

- 3 本件処分において実施機関が非開示とした部分は、上記2の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)の6項目であった。
- 4 本件処分において実施機関が掲げた非開示とした理由は、上記3に掲げる各項目について、「請求のあった公文書は作成していないため存在しない。」というものであった。
- 5 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、令和2年8月21日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 6 実施機関は、条例第17条の規定により、令和3年1月13日付けで、岡山県行政不服等審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「請求文書は作成していないため存在しない」はあり得ない。文書は存在するはずである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、上記第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) 第2の1(3)及び(4)について

県道○○○○線の○○工区については、計画が廃案となったようだが、継続事業と聞いている。それなら、文書は存在するはずである。

廃案となった工区が新たなルート、新たな事業費となる場合の考え方、事業評価が必要か否かについて情報公開を求めたものである。

このバイパスにおいては、約30年前の当初の計画が地元同意を得ることができず、廃案となった後に平成○年頃に新たな計画が策定されている。この間に、ルート・事業費に変更が行われ、地権者にも変更がある。

当然事業評価は行われているものと考えている。

もともとは観光道路とする目的の事業だと聞いていたが、台風により〇〇地区が孤立する事態が発生したため、災害道路に目的が変わったのではないか。目的が変わったのなら新たな事業であるはずだ。

- (2) 上記以外に非開示とされた項目について
請求文書は存在するはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

- (1) 第2の1 (3) について

請求のあった公文書は、現在事業中の県道〇〇〇〇線の道路改築事業が事業評価を行う必要があるか否かを記載した文書であると判断したが、対象となる公文書は作成しておらず、保有していないため非開示と決定した。

- (2) 第2の1 (4) について

請求のあった公文書は、事業目的が変更となった場合に、新たに事業評価を行う必要があるか否かを記載した文書であると判断したが、対象となる公文書は作成しておらず、保有していないため非開示と決定した。

審査請求人は、平成〇年〇月〇日の〇〇市との議事録にある県担当者の発言である「平成〇年以降で事業目的が変化している」を見て、事業目的が変更されたと主張しているが、事業目的が変更となったのではなく、平成〇年の高潮被害を受けて整備の機運が高まった、ということである。

県道〇〇〇〇線に関しては、事実としてこれまで事業評価は行われておらず、その判断について記録した文書もない。

- (3) 第2の1 (5) について

請求のあった公文書は、事業当初から道路の起点が移動した場合、事業評価を行う必要があるか否かを記載した文書であると判断したが、対象となる文書は作成しておらず、保有していないため非開示決定を行った。

- (4) 第2の1 (6) 及び (7) について

請求のあった公文書は作成しておらず、保有していないため非開示決定を行った。

- (5) 第2の1 (8) について

請求のあった公文書は、道路事業において、着手後に事業目的が変更となった箇所を記載した文書であると判断したが、対象となる文書は作成しておらず、保有していないため非開示決定を行った。

変更となった箇所を取りまとめた文書が存在しないということではなく、事例そのものがないことを確認した。

〇〇〇〇線の〇〇地区は工法が変更されているが、工法は、目的達成のための手段であり、現場条件に応じて行うこともある。

当該路線は、地域振興・観光振興という事業目的は変わっていないが、災害を経験して、その対処という視点は加わっている。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1（1）から（8）までに列挙する公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

3 非開示理由である「不存在」との説明の妥当性について

（1）県道〇〇〇〇線の事業評価・再評価の実施の要否に関する書面

審査請求人の主張は次のようなものであった。

県道〇〇〇〇線の〇〇工区については、計画が廃案となったようだが、そうであれば、継続中の事業に関しては、新たな事業として事業評価に関する文書が存在するはずである。また、当該事業は、観光から防災に目的が変わっているが、目的の変更に伴って新たな事業として事業評価を実施する必要がある、実施されているはずだ。

これに対し、実施機関は、次のように説明している。

当該路線に関しては事業評価・再評価は行われておらず、その判断について記録した文書は存在しない。高潮災害を経験して、事業に防災という新たな視点が加わったということはあるが、事業目的は変更していない。

これらの主張を踏まえて審査したところ、県道〇〇〇〇線の事業について事業評価又は事業再評価の実施対象としての文書が作成されていないことについては、同一の審査請求人に係る答申行政第86号の事案において、審査会が既に審査したところであり、また当該案件の審査後において、この判断を変更すべき事情が生じたことをうかがわせるものは認められなかった。また、審査請求人が触れている当該事業の目的に関しては、後述するように、変更されたことをうかがわせる記録は見いだせなかった。よって、評価又は再評価を必要とするとの判断について記録された文書は作成していないとの実施機関の説明については、不自然な点は認められない。

一方、本件においては、評価を必要としないとの判断の直接の効果は行政内部に留まるものであることから、一般的にその記録の必要性が高いということとはできず、この点を考慮すれば、実施機関が、評価又は再評価を必要としないとの判断についての記録を作成していない旨を説明している点についても、特段不自然なものとはいえない。

(2) 着手後に事業目的が変更となった道路事業に関する書面

審査請求人は、県道〇〇〇〇線は事業目的が変更されており、少なくともこの1箇所は対象となる事案が存在するので、請求文書は存在するはずである旨を主張している。

これに対し、実施機関は、前述のように当該路線の事業目的は変更しておらず、他にも事業目的を変更した道路事業は存在しないと説明している。

審査会において、実施機関から聴取したところ、〇〇県民局では事業目的を変更した事案が確認できず、保有していなかったほか、他の県民局・地域事務所においては事業目的を変更した事案が存在したかどうかは不明であるものの、事業目的が変更となったことが記録された文書は確認できなかったとのことであった。

本件に関して審査請求人から審査会に提出のあった県道〇〇〇〇線に関する過去の開示文書を見分したところ、「台風被害により〇〇地区が一時「陸の孤島」と化したことから、再び整備の機運が高まった」との記述や、「高潮災害の後には、緊急避難路としての役割をも担う」との記述が認められた。これらは、災害を経て、既往の道路事業に関して別の視点や目的が付加されたことをうかがわせる記述ではあっても、審査請求人のいう「事業目的が変更となった」ことを証するものには当たらないと認められる。

このほか、実施機関の説明に反して公文書が作成されていることをうかがわせる事情は見いだせず、非開示とした判断に違法又は不当な点は認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 1 月 1 3 日	実施機関から諮問を受けた。
令和3年 2 月 1 8 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和3年 3 月 1 9 日 (審査会第2回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和3年 4 月 3 0 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和3年 6 月 1 8 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和3年 6 月 3 0 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。